

第 155 回練馬区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課

- 1 日 時 平成 30 年 1 月 19 日 ( 金 ) 午前 10 時 ~
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 7 階 第一委員会室
- 3 出席者 会 長 : 金子 忠一  
副会長 : 横田 樹広  
委 員 : 藤崎 健一郎、佐藤 留美、井之口 喜實夫、  
かしわざき 強、斉藤 静夫、やくし 辰哉、  
きみがき 圭子、岩瀬 たけし、植松 正一、  
西貝 嘉隆、中村 忠、後藤 幸子、三浦 雄二、  
早川 義隆、内堀 比佐雄、本橋 世紀子、  
木内 幹雄、新井 猛彦  
理事者 : 都市農業課長、環境課長、都市計画課長  
開発調整課長、道路公園課長  
事務局 : 環境部長、みどり推進課長

- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 4 名 ( 傍聴人定員 10 名 )
- 6 次 第
- 1 開会
  - 2 審議  
(1)練馬区みどりの基本計画の改定について  
( 諮問第 189 号 )  
(2)保護森林の指定解除について  
( 諮問第 196 号 )
  - 3 報告  
(1)保護樹木の新規指定について  
(2)保護樹木の指定解除について
  - 4 その他
  - 5 閉会

7 会議内容

みどり推進課長 皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、また、お寒いところをお集まりいただきありがとうございます。事務局を担当します、みどり推進課長の塩沢です。改めて、緑化委員の皆様方には、本年もどうぞよろしくお願

いたします。

では、開会にあたり、事務局から出席委員数を報告します。

ただいまの出席委員数は 19 名です。当委員会の定数は 22 名で過半数の出席があり、定足数を満たしていますので、本日の委員会は成立しています。

なお、星委員から所用のため遅参との連絡をいただいています。また、理事者側で開発調整課長の安原が遅参となります。

よろしく申し上げます。

会 長

皆様、おはようございます。平成 30 年第 1 回となりますが、本年度もどうぞよろしく申し上げます。

本日は第 155 回の緑化委員会です。本日もみどりの基本計画を含めて、皆様から多くのご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

本日もおよそ 11 時半を目途に委員会を開催したいと思います。ご協力のほどをお願いします。

それでは、まず審議に入る前に、事務局から資料の確認をお願いします。

みどり推進課長（資料確認）

会 長

それでは、お手元の次第に沿って委員会を進めます。本日は審議案件 2 件と報告案件 2 件があります。

まずは審議案件ですが、1 つ目は「練馬区みどりの基本計画の改定について」、2 つ目が「保護樹林の指定解除について」とありますが、1 番目の議題については十分時間をとりたいということで、議事進行上、審議事項の 2 つ目の案件を最初に進めたいと思います。

諮問第 196 号「保護樹林の指定解除について」を審議します。事務局より説明をお願いします。

みどり推進課長（諮問文読み上げ、資料 2 説明）

会 長

神社敷地内の儀式殿の建設に伴う保護樹林指定解除ということですが。

委員の皆様から何かご質問、ご意見等ありますか。

A 委員 建築し終わった後、何か補植をされるというお話でした。美観などいろいろとお考えになって植えられるのだと思いますが、その種類について役所は関与できるのですか。

みどり推進課長 補植というより、資料詳細図の赤色の部分に植えられている木を移植していきたいとの意向です。移植についてはサカキ等を予定しているとのことです。この赤色の部分から他の緑色のところに移植して育てていくことになっています。東京都の緑化計画も絡んでおり、みどりを大切にしていこうという考えで、所有者の意向は前向きなものであると考えます。

会 長 他はよろしいでしょうか。  
それでは、儀式殿の建物の建設に伴う最低限の部分の解除ということのようですので、今回の指定解除についてはやむなしということではよろしいでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。それでは、委員会としてそのように決定したいと思います。  
それでは、審議案件の1番目に戻ります。これは引き続きの審議案件になっていますが、諮問第189号「練馬区みどりの基本計画の改定について」です。  
事務局より資料の説明をお願いします。

みどり推進課長 説明に入る前に2点ほどご報告します。  
まず、改定に係る審議のスケジュールについてです。  
昨年3月、第151回の本委員会において、スケジュールをご説明しました。本来でしたら、今回の緑化委員会にて答申案をお示しし、ご意見をいただく予定でしたが、現時点でそこまで作業が進んでいません。  
また、本計画と関係する「グランドデザイン構想」を踏まえた計画案とする必要がありますが、現在、区民意見を募集している段階です。そのため、答申案をお示しするのは次回以降の緑化委員会となります。ただし、計画の策定は平成30年度中に完了したいと考えています

ので、引き続きご協力、ご了解のほどよろしく申し上げます。

2点目です。本日机上に配付しました追加資料についてです。

前回の委員会の資料1 - 2の中の公園の面積等のグラフについて、年次を統一して欲しいとのご要望がありました。年次を統一したものを作成しましたので、追加資料として配付します。上のグラフの年次を下のグラフの年次に合わせたものです。前回の資料と一緒にとじていただければと思います。よろしく申し上げます。

(資料1説明)

会 長

ありがとうございます。まずスケジュールについてです。答申の時期については区で別途検討して、ランドデザイン構想との整合性が必要であり、その進捗状況の関係で、若干、時期が遅くなるというお話がありました。

最初にランドデザイン構想の概要について参考資料をもとに説明いただきました。

続いて、練馬区みどり基本計画について、資料1の説明がありました。大きくは表紙にある3点です。「構成(案)」、「第3章 計画の体系(案)」、「第4章 実現に向けた施策(案)」です。時間の関係もあり要点を絞って説明していただきました。

説明の過不足もあるかと思いますが、その点も含めて委員の皆様からご質問、ご意見等をいただきたいと思えます。内容的には、これまで議論してきたことを踏まえてのことですので、どの部分でも良いかと思えます。よろしく申し上げます。

B 委員

基本方針1の「みどりを守る・増やす」についてです。対象として樹林地、宅地、公園、街路樹とありますが、この他に市街地や商業地域なども加えておいていただいた方が良くと思えます。

公園などはこれから面積を増やすというのはかなり大変なことだと思えます。今後30年間を考えると、例えば公共施設の建て替えなどは大いにあり得ると思えます。民間施設も大規模な商業施設ができたりすると思えます。

そのような公共施設の屋上や壁面の緑化を考えたり、大規模な商業施設ができる場合には事前にそのような情報をキャッチし、民間の開発業者とタイアップして立体公園のような制度を用いて地上部を公園にしたりするというようなことも含めていただければと思います。

みどり推進課長 公共施設のみどりにつきましては、宅地の施策の1 - 8「みどりの公共施設づくりと適切な管理の推進」の中に入っています。市街地の部分がどこまでこの宅地の中に入ってくるかというところは検討します。

B 委員 この件についてはそれで大丈夫ですが、立体公園のような新しい制度の活用も積極的に進めていただければと考えます。

みどり推進課長 以前にもそのようなご意見をいただきました。この中にどこまで立体公園制度について盛り込めるかということも、少し考えたいと思います。

会 長 今回の委員のご指摘は、宅地とここに明記してあるため、例えば商業地のような部分への意識が少し薄くなってしまいう可能性もあるので、その点も意識して表記を考えたほうが良いのではないかというご意見だと思います。そこも含めてご検討をお願いします。  
他にいかがでしょうか。

C 委員 必要事項が網羅されている施策だと思い、感心して拝見しました。

7ページ、8ページの表のところですが、実施主体のところに「中間支援組織」の記載があります。中間支援というものは、区民との協働をつないでいく、区民と行政の間をつなぐという意味合いが強いと思います。施策のほとんどは区民と区が協働で行うような状況だと思いますので、中間支援組織もそれに伴って一緒に動いていくことが多くなるかと思います。

実際の土地の確保などには直接かかわらないかもしれませんが、間接的にはかかわってくると思います。それが1 - 1「重要な樹林地の保全」や1 - 3「市民緑地の

拡充」のところ です。

また、施策 1 - 5「都市農地の保全」については、今、都市農地も大きく変化していて、12 ページの施策の内容にも「区民が農とふれあう機会の充実」と書かれています。そのようなところをつないでいくという点で、中間支援が非常に重要になってくると思います。

施策 1 - 7 や 1 - 8 でも、宅地とは言え、民地だからこそ中間支援組織が動きやすいということもあるので、一緒に取り組んでいくような形がとれるのではないかと思います。

さらには、公園も、指定管理の形もあるかとは思いますが、中間支援的な形での管理が入ってくるとすれば、中間支援組織が主体ではないとしても、一緒に取り組んでいく対象として入ってきてても良いと思います。公園のほか、街路樹、河川も同様です。

7 ページの基本方針 2 の施策 2 - 3「子ども向け体験型授業」や 2 - 4「情報発信」については、まさに中間支援組織が非常に活躍する場だと思いますので、そのような視点でもう一度見直していただければと思いました。

みどり推進課長 8 ページの表の実施主体の欄を見ていただくと、「中間支援組織」とあります。また、基本方針 3 の「区民等」の欄が二重丸、あるいは丸で全部埋められています。

今の委員からのご意見のとおり、施策 2 - 3、2 - 4 あるいは公園の管理、農地も含めて、それぞれの施策の中で、例えばみどりのまちづくりセンターや N P O 法人などの中間支援組織のかかわり方、つなぎとしての役割は重要であると考えています。

本日の資料では、この中間支援組織の丸印がいくつか落ちていますが、区と区民とのスムーズな活動、あるいは仕組みづくりにつながるという点で、この中間支援組織のところは再度見直していきたいと考えます。

C 委員

もう一つ、「発揮される機能」の防災のところ です。防災については様々なかかわりが出てくるはずですが、基本方針 2 の中の機能に入っているのは、2 - 4 の情報発信だけです。防災のイベントなどが緑地やオープンスペースで行われるということは非常に大事なことだと思います。

ます。2 - 1の「イベントの充実」のところにも防災というキーワードは入った方が良くはないかと思いますが、いかがでしょうか。

みどり推進課長 確かに、現状では防災訓練なども含めて公園で行われることが多いです。そのような意味で、最終的に防災につながっていくと考えると、こちらも機能としてかかわってくると思います。そこはもう一回詰めていきたいと思います。

C 委員 ありがとうございます。

会 長 他にいかがでしょうか。

A 委員 私も全体像を把握し切れていませんが、お尋ねしたいと思います。

今日配られているランドデザイン構想についてです。資料の上から4行目に、「暮らし」、「都市」、「区民参加と協働」の3つの分野ということで、将来像などが書かかれています。この練馬区の10年後、30年後を予想したものは、あくまで区民目線の考え方です。区民の考え方ですから、これはこれで間違っているとは思っていませんが、練馬区の今後の産業政策という視点から見た場合に、区民目線だけでみどりなどを考えて良いのでしょうか。

ここで産業政策などの話を出すことは、私もどうかと思っています。しかし、これからの練馬区が、財政的な面で、今は貯金がある程度効いていますが、今後を展望した場合にどうなるのか。練馬区は、ひとり歩きできるまちなのか。もし、都からの交付金で何とか成り立っているという状況になれば、少しでも自分達で財政の確立を図るように努力しなくてはいけないと思います。

それには、商業でも何でも産業が盛り上がりなくはいけないと思います。そうすると他区あるいは全国から見た場合に、練馬区のみどりはどのような位置づけで、どのように関心を持たれて、では行ってみようということで観光客などが来るようになるのか。ランドデザイン構想の中にそのような視点はあるのでしょうか。

みどり推進課長 観光的なみどりを含めた産業政策という視点が、このグランドデザインの中に入るかという点については、少し難しい部分かと思います。委員がおっしゃるように、区の名所なり、シンボリックなみどりという点では、区内外から多くの人が集まることは一つの発展にもつながることだと考えています。ただ、このこととグランドデザインとをどうフィックスしていくかは、また別な部分かと思います。

都市計画課長 少し補足をします。

まず、このグランドデザイン構想については、今、委員から区民目線で作られているというお話がありましたが、まさにそこがグランドデザインの狙いであり、位置づけとなります。

「都市のグランドデザイン」では、絵を多く用いてビジュアル的に、「暮らしのグランドデザイン」では物語的な形にして、30年後、10年後の将来像を区民の皆さんにわかりやすくお示ししたいということが主な目的でした。

私どもは様々な形でまちづくりを進めています。

委員から、その後の産業政策などについてのお話がありましたが、みどりの基本計画や他の福祉などの様々な計画を財源的な担保をとりながら、5年、10年と積み上げていき、最終的には30年後にこのようなものをつくりたいという形をグランドデザインでお示ししています。

産業面、財政面の話でいくと、この目標に向かって、例えば産業政策は5年間、10年間でこのようにしていく、財源はこのように確保していくという個別の計画を策定していく予定です。その中で、このデザインに描かれた将来像を目指して、みどりと都市インフラをしっかりと整備したまちをつくっていきます。

そのために、どのように財源を確保して、産業政策を進めていくのかということは、例えば、産業ビジョンのような形で個別具体的に示していくという考え方で取りまとめています。ご理解いただければと思います。

A 委員

わかりました。この区民協働というものが、これからは必要だと思います。しかしながら将来というものを考

えた場合に、国の財政、区の財政も含めて新しい時代になっています。産業政策でも、国全体がITやAIのような未知の世界に入ってきています。

そうすると、今後30年後を考えたグランドデザインとは、ある意味では未知への挑戦だと思います。私は官僚には未知への挑戦はできないのではないかと考えています。それはなぜかというところ、未知への挑戦をする場合、実際に行動を起すと試行錯誤で失敗のほうが多いからです。民間企業でもそうです。計画を立てても、実際に行動を起こすと成功する確率が低い。そうすると当然、官が税金でそれをやって良いのかと区民の批判にさらされますから、実現できない気がするのです。

区民協働で、民が先頭に立って責任をとることになれば、民が主体的に行動します。つまり、みどりに対するもっとシンボリックな例を出せば、民がそれならわかった、一緒にやろうということになります。それが産業政策でも様々な解決に通じる、高齢化社会にも通じるのだという、明確な目標を立てるべきです。ビジュアルということは、そのようなことだと思います。

協働という文言の意味はわかりますが、実際に区民がエネルギーを持って動いていくには、どのようにすべきかということを考えないといけないと思います。

みどり推進課長 確かに協働と言葉で言うのは簡単ですが、実際に区民と一緒に民有地のみどり、あるいは公園のみどりを管理していくことは大きな課題です。その仕組みづくりをどうしていくのかということところは、これからの重要な取組内容になると思います。

将来的に財源の確保がますます厳しくなっていく中で、区民と一緒にみどりを守っていくということところは、大きな位置づけが必要になってくると思います。

この仕組みづくりには様々な形があると思います。そして、これは1人、2人でできるものではありません。先ほど中間支援組織というお話もありました。そのようなつながりの面も含めて、区民と区と一緒に取り組んでいく形の仕組みをしっかりと考えていきたいと思っています。

A 委員

このグランドデザイン構想でもビジュアルという言葉

を使っていますが、協働で区民が参加して、区民が明確に自覚して行動を起こすようにするには、抽象的文言をいくつも並べても、本当にビジュアルなものでなければわかりません。ビジョンでみどりの風と言っていますが、これは極めて文学的表現だと思います。耳で聞いて心地良いですが、みどりの風が何を表しているかはよくわかりません。でも、しだれ桜と言ったらすぐにわかります。

やはりビジュアルということはそのような意味であって、聞く人がピンとこない、焦点が絞れないのではだめです。みどりの風と聞くと即時に、それが具体的に何を意味するのかということがビジュアルで表現できれば、区民に理解されると思います。

都市計画課長

区民に理解していただくために、いかにわかりやすく伝えるかが、今回、グランドデザインをつくった大きなテーマの一つでした。行政としては初めてのチャレンジでしたが、どのようなまちづくりをしていくのかという部分を、区民の皆様に共有していただきたいという思いで、試行錯誤の中で作成したものです。

今の委員のお話は、まさにその趣旨と合致していると思います。引き続き検討していきたいと考えています。

みどり推進課長

みどりの風についてですが、しだれ桜のようなシンボリックなものでも、どんなみどりでも良いと思います。区民の皆さんが街の中で、みどりを感じて楽しめるというところが、みどりの風につながっていくのではないかという理念です。

ビジュアルの話もありましたが、そのようなところを伝えるためにも、このみどりの基本計画の中で、イメージ図や写真などで少しでもわかりやすく伝えられるようにしていきたいと考えています。

会 長

グランドデザイン構想は将来像を示しているもので、それを実現するためにそれぞれの個々の計画等があり、その一つとしてこのみどりの基本計画があるということだと思います。今、委員からご指摘があったようなビジュアル化やわかりやすさという観点での検討は、この基

本計画の中でもきちんと行っていく必要があると思います。そのような点を、今後ともこの基本計画の中に盛り込むようにしていって良いのではないかと思います。

他にいかがでしょうか。

D 委員

8ページの「主たる主体」と「主体」のところですが、この違いは何なのか、区民が主たる主体になる部分が少ないのですが、区が主たる主体になるのは、あくまで整備などを実施するのが区ということになるのでしょうか。

区民との協働という中で、例えば公園整備などは、13ページに「計画段階から多様な手法により区民参加を進め」と書かれているように、どの項目も企画の段階から区民が参加していくわけで、ある意味、練馬のみどりをどう進めていくかということは、区民が主たる主体になるべきことだと思うのです。

この計画にその主体の違いを示すことによって、区民が見たときにどう感じるかというところについて、考えをお聞かせください。

みどり推進課長 主たる主体のところには、二重丸の違いをつけました。どちらかが主体にならないと動かないという部分もあります。全部で23の施策については、基本的に区が先導してそこに区民が入っていくものと考えています。先ほどの公園の計画などもそうですが、一緒に公園をつくり上げていくというところでは、両方が主体となるとも考えられます。

ここは少し難しいのですが、どちらも主体というところでは両方とも二重丸がつく部分もあるかと思います。あるいは、どちらか一方が強すぎても弱すぎてもいけないので、そのバランスは表現も含めて考えたいと思います。

D 委員

あえて違いを出してここに示すということ自体がわかりづらい気がします。例えば14ページ「外環の2の整備にあたっては」のところですが、外環の2の整備自体も、区民の中にはそれは必要ないと言っている意見もたくさんあるわけで、そのようなところからしっかりと話し合いを進めていく必要があります。この「整備にあたって

は」で、「豊かなみどりの軸として」と書かれてしまうと、はじめに区の整備ありきとなり、やはりこれは区民が主体でないわけです。

区民の意見の合意形成がきちんとなされないままに、整備を前提としていくのであれば、区民との協働ということがここにあらわれているのか疑問に感じますが、いかがでしょうか。

みどり推進課長 14ページの「外環の2の整備にあたっては」という表現についてです。これは分野の違う、いわゆるまちづくりの取組の一つとして、国の事業である外環の2の整備が位置づけられており、地元住民や関係者の皆さんにも都市計画の手続の中で説明したうえで、事業決定を得たところです。

区としては、都市計画道路の整備という大きな事業の課題があり、それを前提として、このような表現をしています。その中で、みどりがどう位置づけられていくのか、あるいはどのように増やしていくのかということが、この基本計画の考え方ですので、この表現については妥当であると考えています。

D 委員 合意形成ができていないところで、あえてこれを書くということには、私は賛成できないという意見です。

会 長 他にいかがでしょうか。

E 委員 これまで、練馬区のみどりの特徴について様々な説明をいただきました。その中で、練馬区のみどりの特徴というのは民有地のみどりが多いということだったと思います。具体的には、公共のみどりが25%で、民有地が75%の割合であり、民有地の中でも特に宅地のみどりが多いということでした。

これまでの資料の中でも、宅地のみどりを守り増やすということが大きな目標として掲げられていたと思いますが、今回の実現に向けた施策を拝見していると、例えば宅地の項目を見ても、宅地のみどりを保全するという取組が少し見えづらい気がしますが、それはどのように施策の中に含んでいるのかを教えてください。

みどり推進課長 宅地のみどりについては、7ページの対象の宅地の中で、地域ぐるみの緑化を推進し、開発時に樹林地、屋敷林なども残すよう誘導する、あるいは公共施設も含めて適切な管理を進めるという内容で示しており、対象としてしっかり位置づけています。

また、施策についても、1-1「重要な樹林地の保全」、や1-2「民有樹林地や樹木の保全支援」、そして1-3「市民緑地の拡充」というところを上位に位置づけており、民有地のみどりをしっかり残していくための取組と考えていただければと思います。

E 委員

今、ご説明をいただいたように、確かに都市農地の保全なども民有地という意味ではそのとおりだと思うのですが、宅地に限った場合、1-6「地域ぐるみでの緑化の推進」の施策を見ても、生け垣や壁面への緑化助成制度という内容であり、宅地のみどりをどのように守っていくのかという具体的な内容にはあまり触れていないと思います。

これまでの資料でも、今後も農地の減少や宅地の細分化によって、宅地自体のみどりも減少することが想定されている中で、練馬のみどりの一番の基本である宅地のみどりをどのように保全していくかということをも具体的な施策として示すことができないのかという質問です。

みどり推進課長 民有地のみどりが4分の3という状況で、宅地のみどりの占める役割と意味というのは非常に大きなものだと考えています。そのような中で、この施策で少しでも減少をとどめる、あるいはもっと増やしていけるような取組が、具体的な施策の中身になってリンクしていくものと考えています。これだけではまだ足りない部分や他にも様々な取組があるかもしれませんが、今まで積み上げてきた計画の内容については、このような表現でおさめているところです。

何か他にも良いアイデアがあれば、また多くのご意見をいただければと思いますが、いずれにしても、民有地の宅地のみどりの保全と創出というところは、非常に大きなキーワードになると思います。

E 委員

わかりました。確かにそのとおりだと思いますが、私が今見た限りでは少しわかりにくかったので、できれば宅地のみどりの保全のために具体的に何をするかということをもう少し書いていただければと思います。

もう一つ質問です。重点施策については、目標事業量を示すということでご説明いただきましたが、それ以外の施策については目標の事業量は示されないのでしょうか。

みどり推進課長 示せるものと示せないものもありますが、特に重点施策については、今後10年間で、必ず達成に向けて取り組んでいくものに絞り込んだ目標設定にしていきたいと考えています。23個それぞれが大事な施策ではありますが、まずは重点施策を優先的に取り組んでいきたいと考えており、今のところ、全部の目標設定は考えていません。

E 委員

わかりました。私の意見としては、やはり施策として行う以上は、できれば、すべてのものについて何らかの目標の数値というものを設定するのがわかりやすいと思います。ご検討いただければと思います。

会 長

他にいかがでしょうか。

F 委員

第4章の施策の体系1-2「民有樹林地や樹木の保全支援」の発揮される機能の欄で、防災機能のところにも印がついています。

民有の樹林地などですと、例えば大きな地震の際、一時的にパニック状態になったときなどは、近隣の方が避難してくる可能性もあるのではないのかと常々思っています。その前のページの計画体系には、防災の部分で「災害時に役立つみどりが充実したまちが広がっています」と書かれています。このような姿を目指すことを踏まえたうえで、先ほどの施策体系の中の発揮される機能として、防災機能にも一つ印がついているわけですが、区としてはどの程度の機能を期待されているのでしょうか。

今後、実現に向けてそれぞれの詳細を詰めていく中で、具体的に示していただければ、樹林地所有者にとって、

わかりやすいかと思いますが、どうお考えでしょうか。

みどり推進課長 8ページの発揮される機能の大小の表現についてです。ご意見のように、どのくらいの機能の大きさか、あるいはどのくらいの機能を期待するのかというところは、表現するのが非常に難しい部分だと考えています。

この資料では、数値で星3つ、星2つ、星1つという基準にしていますが、発揮される機能のところをどのような表現にしていけば良いか、少し考えさせていただければと思います。

会 長 他にいかがでしょうか。

B 委員 今回は30年先を見越した基本計画ということで、具体的にどのあたりまで書くかという課題はあると思いますが、具体的なものがいま一つ見えません。施策それぞれは良いことが書いてあるのですが、基本施策だけではなく、もっと一年、二年を考えたことを議論する場があるのかをお尋ねしたいです。

例えば都市農地の保全については重点施策ということで大事だとは思いますが、ただ、農地が大事だと言うだけでは一向に減るのを食い止めることはできないので、やはり具体的な対策が必要だと思います。

例えば営農支援を行うと書いてありますが、具体的にどのような形で営農支援をしていくのか、税制についてはどのような形になっていくのかということが知りたいと思います。また、公園関係の分野で農業を支援できるとすれば、例えば農産物の野菜などを公園の中で販売したり、あるいは公園内に地元の野菜を使ったレストランやカフェをつくったりというような活用の仕方もあり、金額的にはそれほど大きな効果ではないかもしれませんが、農業はある程度収入を得られる、儲かるという形で、産業面や経済面を踏まえたうえで考えていかないと、いくらみどりが大事だと言っても守り切れなれないと思います。

それから、街路樹などについては住民参加など様々な形があると思います。国道や都道の一部であれば、例えばボランティアサポートプログラムなどのような形で、住民、商店街、場合によっては民間企業と協定を結ぶこ

とによって、その区間のみどりの管理を請け負ってもらうこともできるので、区道でもそのようなことを実現できないか。あるいは花壇であれば、一部の花壇を市民と協働で管理するという話もありましたが、例えば江東区ではコミュニティーガーデンが何十カ所もあるので、そのような管理を練馬でももっと広めていけないかなど、様々な課題について、具体的に議論し、考えていく場が欲しいと思います。

みどり推進課長 多くのご意見をいただき、ありがとうございます。

まず1点目の一、二年ごとの施策というお話についてです。この基本計画に取り組む状況も含めて、5年ごとに実態調査も実施して、見直しをしています。ここでは10年の計画あるいは将来像に向けての取組を示すわけですが、その間にも、策定後5年経過した時点で、またそれを修正あるいは検証していくという取組を行っていく必要があると考えています。

つぎに、農地の保全についてです。これは非常に難しいのですが、みどりとして見た農地、あるいはなりわいとしての農業というところでは、施策の中でも簡単に表せるものではないと思います。

施策の1 - 5で「都市農地の保全」と書いていますが、その前に最初の構成の部分、第6章の都市農地に関する方針を別に章立てをしています。その中で、農地の保全について、あるいは先ほどのマルシェの話についても盛り込まれてくると思います。ご理解をいただければと思います。

また、街路樹や花壇の自主管理については、既に花壇管理に参加いただき、協働の形で実施しているところもあります。これをさらに広げていくこと、あるいは街路樹の区民管理をどこまで一緒にできるかということは今後の課題として考えています。

従って、区民協働という視点も踏まえてのみどりの維持、保全、創出というところは、しっかり盛り込んでいきたいと思います。

B 委員

5年ごとに見直すということですが、このような場での基本方針や基本施策についての議論は、どこの区でも、

あるいは誰が議論してもそんなに大きく変わらないと思います。

大事なことは、それを実現するためにどのようなことを実施していくかということだと思います。基本計画はもちろん大事なのですが、この緑化委員会には様々な専門の方がいますので、具体的に何をしていくかということについて、もっとアイデアを言い合ったり、考えたりできる場があればと思います。

みどり推進課長 将来像に向けての基本方針という柱があり、その実現に向けての取組は、ここに書いてある以外のところもあるかと思います。これは基本的な表現をしているものであって、実際にどう行っていくか、具体的なところは施策ごとの取組の中でしっかり明確にしていきたいと思います。今後の取組になりますので、また場面ごとにご意見等いただければと考えています。

B 委員

その施策の具体的なところをどこでどのように議論されるかということで、大人数だとなかなか話は進みませんが、例えばこのメンバーで小グループに分かれて議論すれば、もっと様々なアイデアがたくさん出てきそうな気がします。何かもっとアイデアを出し合う機会ができないかと思います。

みどり推進課長 先述のとおり、個別の施策の中で細かい中身、仕組みなどについて、それぞれ考えていきますが、そこに区民が入っていないければ意味がないのは当然のことです。

仕組みづくりのために、先ほどの中間支援も含めて区民と一緒に実践を通して考えていくこともあるかと思います。

また、みどりの区民会議という会議体があります。そちらでも意見をいただきながら積み上げていきたいと考えています。

環境部長

様々なご意見をいただきました。私どもも今回、このみどりの基本計画の検討にあたっては、行政だけではなく、区民の皆さんと一緒に取り組んでいかなければ練馬のみどりは守っていけない、増やしていけないと考えて

いますので、より多くの区民の皆さんのご意見をいただきたいと思います。

当然、こちらの緑化委員会でも多くのご意見をいただきたいと思いますが、昨年度から設置した、みどりの区民会議がまさに区民の皆さんの生きたご意見をいただく場ということになっています。ご意見をいただくのは、この緑化委員会をはじめ、区民会議など幅広く区民の皆さんのご意見をうかがっていききたいと思います。

つぎに、先ほどE委員から、目標については重点施策のみなのかというご質問をいただきました。こちらは私どももこれからさらに精査していく必要があると思いますが、この資料を見ていただくとわかるかと思いますが、行政だけでは何ともできない民間のみどりをどのように守っていくのかという中で、具体的な数値目標を設けることが難しいものもたくさんあります。そのような状況で目標設定することが適切なものかどうかということは、今後さらに検討したいと思います。

また、区政全体で言いますと、「みどりの風吹くまちビジョン」およびそれに基づく「アクションプラン」があります。アクションプランでは財源も確保しながら、具体的な事業量を出す計画もありますので、数値が具体的に示せるものは、明確な目標を定めて行っていきたいと考えています。

#### G 委員

基本方針1のところ、1番から15番まで施策があり、その中に公園にかかわるものが9、10、11、12と4つもありますが、4つも要るのか、区分けは適切なのかなというのが私の感想です。

その中の一つに14ページの施策の1-12で、「マネジメントの推進としてプロポーザル方式による委託事業者の決定」あるいは「指定管理者制度の適用」と書いてあります。練馬区内には公園はたくさんあって、それらすべてをそのような形で管理したいということですが、一方では区民協働で区民が管理するという考えがある中で、この指定管理者制度をどのように行っていくかというのでしょうか。

みどり推進課長 1-12の「公園の魅力高めるマネジメントの推進」

のところでは細かく表現していませんが、公園の特色を生かした利活用を推進するという部分は、小さな緑地や公園は特に対象にしていません。いわゆる特徴的な公園、こどもの森や中里郷土の森、四季の香ローズガーデン等を対象として考えています。そこでは、管理運営の面でプロポーザル方式の委託や指定管理者制度をもっと活用していく必要があるということで表現したものです。

会 長

他はいかがでしょうか。

H 委員

全体的にはこのようなものかなと思いながら見させていただいたのですが、今まで何年か議論した中で、ずっとトップダウンできて、5 ページ、6 ページに書かれているところでいうと、将来像、基本方針、目指す姿までは、これまでの議論ですんなり理解できるところなのですが、重点施策と目指す姿との関連がいま一つ見えないと感じました。

例えば機能 の環境保全で「様々な生き物をはぐくみ、生き物とふれあえるみどりが」と書かれています。ではこれが重点施策のどこにつながっているのか、その関係性が見えないので、すっとんと落ちないのです。おそらく考えられているとは思いますが、最後の細かい施策のところ、その点を考慮してうまく整理していただけたらと思います。

みどり推進課長 6 ページの表を作成にあたり、当初は目指す姿との関連がわかるように、それぞれに施策を織り込んでいました。ただ、そうなる则かなり細くなるため、機能 のネットワークから機能 の景観保全までの目指す姿をそれぞれ置いた中で、重点施策についてはまとめて5 つに表現しました。

従って、委員がおっしゃったように、例えば「生き物をはぐくみ」という将来像はどこにつながるかというと、この表では見えてこないの、そこをどのように表現するかは考えていきたいと思ひます。

また、8 ページでは施策に関連して機能の米印がついています。例えば、先ほどの生物多様性に関連する部分について、施策 1 - 4 のところにこのように機能が示さ

れているということが、6ページの重点施策の表に直接結びついていないというご意見については、非常に難しいところですが、もう少し見せ方を考えたいと思います。

H 委員

いろいろと難しいかとは思いますが、せっかく目指す姿のところでは将来像が見えているわけですから、それに対してはこのような施策を実施していくのだということがはっきり見えてくるとわかりやすいと思いますので、そこをうまく工夫していただくようお願いします。

A 委員

資料の7ページの施策の体系の基本方針1についてです。その中の上から4番目に「生物多様性に配慮した樹林地の管理」があります。その下の基本方針3に「区民による公園や憩いの森の利活用などの推進」と書いてあります。

農地の生物の多様性ですが、土の中にはミミズもいるし、害虫も、益虫も、果物を交配する虫もいて、生物というものは役割がそれぞれ違います。農地についてはそれがよくわかりますが、公園についても、サクラを植えると葉が落ちる、あるいは毛虫が来るといった話になります。

そうすると、公園内の生物の多様性というものも、当然、自然だからあるわけですし、区民と協働で区民が主体的にやると、様々な意見が出てくると思います。当然ながら相反する、矛盾する意見が出てきます。虫をどう見るかという、物の見方が様々な角度からになりますので、そのような矛盾したものを解決していくには、やはり木を見て森を見ないという考え方ではよくない。そこは役所の方に賢明なご理解をいただきたいと思います。

みどり推進課長 生物多様性というところでは、毛虫は嫌われますからサクラを切れというご意見もあれば、花がきれいだから切るなというご意見もあります。毛虫に限らず蜂もそうですし、様々な生物がどのようにみどりとかわって行くかということは、非常に大きな問題だと思います。その関連性をどのようにしていくかということが、この施策では表し切れない部分があります。

第7章の生物多様性に関する方針の中で、そのあたり

の記述がどこまでできるかというところは、これからの取組になりますので、またその機会にご意見をいただければと思います。

G 委員

生物多様性関連です。施策 1 - 4 に「生物多様性に配慮した樹林地の管理」とあり、先ほど H 委員から話があった 6 ページの重点施策、目指す姿のところにある、「生き物とふれあえるみどり」は、字面からいうと 1 - 4 の生物多様性に関連するので、これなどを重点施策に入れてはどうかというのが、私の意見です。

7 ページの第 4 章の表のところ、生物多様性に配慮した施策の中に、みどりのネットワークという機能があっても良さそうな気がするのですが、ここが抜けていて、あまり生物多様性は重視されていないような印象を受けます。

確かに、毛虫は嫌われるなど様々あるのですが、それは公園それぞれの特色でして、人が大勢集まるような公園でサクラの木に毛虫がいた場合はあまり良くないですが、一方では、毛虫などが鳥の餌になることで、鳥がいっぱい集まっても来ます。そこは公園によって強弱をつけるといいですか、それぞれの特色に合った管理をすれば良いのではないかと思います。生物多様性というものをもう少し強調していただければと思います。

みどり推進課長 確かに、ネットワーク形成のところには、鳥も含めてみどりに介する部分がありますので、そのあたりの表現をもう一回考えたいと思います。

また、ネットワークについてはこの基本計画の中で、生き物も含めたみどりの多様な機能と整合を図っていきますが、その機能を発揮させるうえで、ネットワークということは重要であると考えていますので、第 7 章の生物多様性に関する方針の中で、そのような記述をしていきたいと考えています。

副会長

1 点だけコメントをします。次回の議論にも入り込むかもしれませんが、この基本計画の特徴的な点として、地域別の取組方針を示していこうということが挙げられると思います。これは非常に意欲的な点で、地域づくり

をこれからどうしていくのか、そのような地域性を生かしたみどりづくりをどのように示していくのかということが、やはりこの基本計画の中にも表現されていくと思います。

これから区民協働で地域の将来像をどう描くかという点では、施策の3 - 4、最後の部分に「区民による主体的な取組への支援」とありますが、おそらく「暮らしのグランドデザイン」も「都市のグランドデザイン」も「区民参加と協働のグランドデザイン」も、地域レベルでどのように市民と区が連携して地域づくりをしていくかというところが、次の課題になってくると思います。

施策3 - 4のところ、これからこの基本計画をどのように使って、地域の将来像をどのように具体的に区民と一緒に考えていくのかというところが表現されていると良いと思います。この「区民による主体的な取組への支援」という表現を、もう少し意欲的に置きかえてみても良いかと思います。ご検討いただければと思います。

みどり推進課長 前回の委員会で、例示として、1つの地域の地域別方針を資料でお見せしました。本日の資料では全部できていませんが、区民との協働による取組というところも当然入ってくると思います。その前段として、この施策の中でも、その考え方をしっかり明記できるように工夫していきたいと思います。

会 長 ありがとうございます。

多くのご意見をいただいておりますが、冒頭にもありましたように、スケジュール的にもう少し議論する時間がありそうですので、このあたりで今日の議論は終え、また引き続きご意見をいただきたいと思います。何か今日の時点で発言しておきたいことがありましたら、お受けします。

C 委員 少し気づいた点と、他の委員の発言に補足です。

11ページの施策の内容のところからですが、まず、G委員が先ほどおっしゃっていた生物多様性のところは、私も非常に重要なところだと思います。モニタリングの調査なども盛り込むことができればと思いますし、具体

的な話になるかもしれませんが、例えばある公園では、絶滅危惧種が2種類しか発見されていなかったのが、管理者がかわった後、100種類ぐらい確認されたという事例もありました。やはり、そのようなことをきちんと行っていかないと、どんどん消滅してしまうということを実感していますので、そのところを重点施策に入れていただければと思います。

つぎに、13ページの施策1-9「みどりの魅力あふれる公園の整備」についてです。公園には、多様なレクリエーションの場を提供して、区内外から多くの人を訪れることや、スポーツや健康づくりという役割もありますが、やはり、地域のコミュニティの場になっていくことや、日常的な利用の中で人々が出会い、顔の見える、昔でいう縁側のような場になっていくことが非常に大きな役割となります。その意味で、コミュニティガーデンのような事業を推進している区もありますが、そのようなコミュニティを醸成していく仕掛けとして、日常的な公園の整備というのは非常に重要だと思います。例えば、パークカフェやケータリングが来られるような場をつくっていくなど、整備をするときにそのような役割を踏まえて計画することが、今後、必要になってくるのではないかと思います。

また、先ほどおっしゃっていた、施策3-4の「区民による主体的な取組への支援」のところでも、やはり公園や緑地のオープンスペースに割と自由な空間があって、区民が様々なアイデアを出して自由に使えていくような場というのもつくっていく必要があるのかと思いますので、そのようなことを踏まえての整備計画が必要ではないかと思います。

施策1-12「公園の魅力を高めるマネジメントの推進」のところでは、現時点では、委託業者と指定管理者制度の適用ということだけに終始している状況ですが、では何のために委託をするのか、指定管理をするのかというところを、もう少し書き込んでも良いかと思います。

また、他市では区民協働型の指定管理という形で、指定管理が入って区民協働がなくなるということではなく、指定管理が入ったからこそ逆に協働が進むというような事例がありますので、そのようなマネジメントの推進を

していくという内容になると良いと思います。

つぎは、16ページの施策3-3「みどりを守り育てる人材や団体の育成と交流の推進」のところで質問ですが、花とみどりの相談所の機能を拡充するとあります。おそらく、これはみどりにかかわる花壇や樹林地だけではなく、イベントや体験型学習のような事業も出てくると思いますが、花とみどりの相談所というとまたイメージが変わってきますし、あるいは既存のものを拡充するのか、中間支援組織としてのみどりのまちづくりセンターとのかかわりはどうなのか、というところについてお聞きしたいです。

最後に、ランドデザイン構想について、ビジュアルという話がありましたが、私もビジュアルは非常に大事だと思います。資料の1ページ目のみどりの将来像のところにイメージ図とありますが、区民が、こんなみどり、こんなまちって素敵だな、住みたいなと思えるようなイメージになってくると思います。ランドデザインにもホームページを見るとたくさんのイラストがありますが、この基本計画もそのようなイメージを膨らませて、区民がわくわくして、自ら参加したくなるようなイメージ図が入ってくると良いと思います。

みどり推進課長 多くの意見をありがとうございます。

生物の冒頭の話は、白子川ですと、区民参加で生き物調査というのを既に実施しています。生物多様性の観点からは、そのような調査などももっと拡大していければと思います。

また、公園のコミュニティー機能、利活用についても、この中にも書いてありますが、もっと使いやすい、今までの公園利用の概念を変えるような取組もおもしろいのではないかと、むしろそのような取組を進めることが、本来のコミュニティーの場としての公園の役割として大変重要になると思います。

公園のマネジメントの書き込みのところも、さらに考えていきたいと思っています。

花とみどりの相談所については、まさにイメージチェンジを考えていかなければならないと思います。ただ相談を受けるだけではなくて、そこが区民協働の拠点にな

るように、さらには、そこにみどりのまちづくりセンターが入って中間的な支援を行いながら、全区的な拠点としての施設にしていきたいと考えています。現段階では方向性だけですので、今後、具体的な話を詰めていきたいと考えています。

最後に、イメージ図についてです。ランドデザイン本体では、みどりをいっぱい描いていますので、このイメージ図をどのようにするかは非常に悩むところです。画に描いた餅にならないことをまず前提として、一方で、夢がないものでは伝わらないと思います。そのバランスも含めて区民の目を引く、そのうえで実現につながるイメージ図にしたいと思います。

会 長

ありがとうございます。11ページ以降の施策の内容については、また精査するという話もありましたが、今のご意見のように、区民の皆さんにきちんとわかりやすく伝わるように、もう一度、検討していただけたらと思います。

先ほど申し上げたとおり、次回以降も機会はありますので、引き続きご意見をいただきたいということ、それから事務局には、今日いただいた様々なご意見を踏まえて、引き続き検討をお願いします。

みどり推進課長 補足します。

大変申し分けありません。本来であれば事前に資料を皆さんにお送りして、お目通しいただいたうえで活発な議論をいただくべきところでした。当日の配付になってしまったことをお詫びします。

本日いただいた意見以外にも何かありましたら、今月末までにみどり推進課にご連絡いただければと思います。電話でも結構です。どうぞよろしくお願い致します。

会 長

ということですので、よろしく申し上げます。

それでは、時間の関係もありますので、審議案件についてはこれで終わりにしたいと思います。

続いて報告案件が2件あります。事務局より申し上げます。

みどり推進課長 （資料3、4説明）

会 長                    ありがとうございます。報告案件ということですが、保護樹木の新規指定2件、指定解除6件ということですか。何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。なければ、最後に次第4「その他」ですが、何かあるでしょうか。事務局、いかがでしょう。

みどり推進課長        それでは、次回の日程について事務局から説明します。次回の緑化委員会は、5月の開催を予定しています。現在、この委員会、第19期の委員の皆様は、本年の4月13日までの任期となっています。従って、みどりの基本計画の改定については、期をまたいでの継続の審議となりますが、引き続きよろしくお願いをしたいと考えています。詳細が決まりましたらまた改めてお知らせします。どうぞよろしくお願ひします。

会 長                    任期の関係はありますが、引き続きよろしくお願ひしますということですか。私からもよろしくお願ひします。他はいかがでしょう。

B 委員                   今日、議論をしましたが、基本計画はとても大事だと思ひますが、最も大事なことは具体的に何を行うかです。第一歩として、平成30年度には何をどこから実行していくかということ、次回にでもお話いただければと思ひます。

みどり推進課長        次回は5月に予定しています。その時点でモデル的に何か動きがあれば、ご報告、ご説明したいと思ひます。よろしくお願ひします。

会 長                    他はよろしいでしょうか。  
それでは、以上をもちまして本日の緑化委員会は閉会とします。どうもありがとうございました。

了